

9月5日(日) 総合防災訓練の日

～新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小して実施します～

当日午前9時に、防災行政無線で災害発生の合図を行います。

【町民のみなさんへ】

ご家庭内で、つぎの訓練を行ってください。(参集訓練は行いません。)

- ①非常持ち出し袋の点検 ②ハザードマップの確認 ③自然災害発生時の避難場所の検討

【自治会・消防団のみなさんへ】

役員など必要最小限参集いただき、各地区の防災備蓄倉庫の点検、非常食の配布のほか、ハザードマップの確認、自然災害発生時の感染症対策を図った避難所運営の確認などを予定しています。

※問い合わせは、総務課 ☎ 83-2349

秋の交通安全運動 9月21日(火)～30日(木)

秋の交通安全運動が全国一斉に10日間行われます。運動の重点はつぎのとおりです。

- ◎ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ◎ 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ◎ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ◎ 飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶
- ◎ 二輪車の交通事故防止

秋口になると、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗車中の死亡事故が増加すること、また、自動車乗車中の後部座席およびチャイルドシートの着用率がいまだに低調していること、さらに重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから運動の重点とします。

*この運動に先立ち、「交通安全講習会」を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となります。

※問い合わせは 総務課 ☎ 83-2349

環境整備課からお知らせ

◎騒音について

事業活動や生産活動に伴って発生し、広範囲に影響を及ぼす騒音については、法律や条例で規制する対象となります。

一方、生活騒音は人の活動に伴って発生するもので、なくすことはできません。また、生活騒音は、基準値より騒音レベルが低ければ解決するというものではありません。

みなさんが普段お使いになっている身の回りのものも、もしかしたら騒音の発生源となり、近隣の方に迷惑をかけているかもしれません。一人ひとりが普段から心がけて、必要以上の音を出さないように注意することが大切です。

【騒音トラブルを

なくすポイント】

- ・時間帯に配慮しましょう
- ・音は小さくする工夫をし

ましょう

・音が外にもれない様に工夫をしましょう

・ご近所のおつきあいを大切にしましょう

◎農薬の適正な

使用についてお願い

除草剤などの農薬をむやみに使用すると、飛散により周辺環境へ悪影響を与えただけでなく、住民や子供の健康を害する恐れがあります。

雑草などに対しては、せんだや機械による除草などの物理的な対処を行うようにしましょう。また、農薬を使用せざるを得ない場合には、事前に周辺の方々へ日時などを周知したうえで、適正な使用を心がけ、周辺の生活環境や住民の健康に最大限の配慮をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367